平成２５年（フ）第５１４号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西３―602
債務者　古澤　敏子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５２号
東京都青梅市東青梅５丁目16番地の７インパレス東青梅303
債務者　榎本紀久美
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５３号
東京都青梅市東青梅５丁目16番地の７インパレス東青梅303
債務者　榎本　育子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９１号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免970番地、旧住所福岡県久留米市西町1046番地４
債務者　松永　詩織
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
静岡県袋井市葵町１丁目11番地の５　葵ハイツ101号室
債務者　中嶋　幸世
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
静岡県浜松市中区葵西３丁目13番32号　第一マンション佐々103号
債務者　大村　正明
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
長崎県佐世保市大潟町290番地261、旧住所長崎県佐世保市花高１丁目８番10号
債務者　山崎　知宏
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
静岡市葵区牧ヶ谷2217番地　ドゥ・クリスタル203号
債務者　中澤　愼作
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１７６号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　中田　常男
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８１号
大阪市鶴見区今津南４丁目１番30号　サンスギモト101
債務者　杉山　泰亮
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３１号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番１―303号
債務者　園田　誠子（旧姓斉藤・奥）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４３号
大阪府寝屋川市高柳６丁目13番14号
債務者　上野　香織（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４３５号
栃木県矢板市境林677番地１
破産者　齋藤　英一
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８３号
栃木県宇都宮市瑞穂１丁目15番地11
破産者　株式会社寿屋
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９６号
栃木県小山市大字田川992番地
破産者　柴沼　弘師
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１４号
栃木県那須塩原市宮町６番21号
破産者　泉　　裕也
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１２６号
札幌市東区北26条東17丁目２番15号
破産者　株式会社インターネット
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部